

# 八戸市における 通院等乗降介助の利用のめやす

要介護1以上の方で車両（介護・福祉タクシー等）による通院等を希望

いずれかを選択

通院等乗降介助算定による  
車両利用  
（介護・福祉タクシー等可）

自費による車両利用  
（介護・福祉タクシー等可）

ヘルパーによる通院介助で  
自費による車両利用  
（介護・福祉タクシー等可）

これらに関して今回は省略

1対1介助ですか？

いいえ

次ページ「家族が同乗を希望する場合」をご覧ください

はい

老企36号第二の2の(6)の  
ア～ウの条件をケアプラン（ ）  
に明記していますか？

- ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由
- イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨
- ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

ケアプラン = 居宅サービス計画書

いいえ

通院等乗降介助の算定によるサービスは、ご利用出来ません。

はい

通院等乗降介助での車両（介護・福祉タクシー等）の利用が可能となります。

平成15年5月30日付けの厚労省の事務連絡

「通院等のための乗車又は降車の介助」の単位を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、居宅サービス計画に位置付ける必要があると規定されており、こうしたアセスメントが行われていない場合、「通院等のための乗車又は降車の介助」は不適正な給付として返還を求め得るものである。